

第2号様式(第10条関係)

令和 2年 7月22 日

沖縄県議会議長 殿

議員名 当山 勝利



令和2年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第3項に基づき、別紙のとおり令和2年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

令和2年度 政務活動費収支報告書

議員名 当山 勝利

1 収 入 政務活動費 450,000 円

2 支 出

(単位:円)

項 目	支 出 額	備 考
調査研究費	5,698	ガソリン代
研 修 費		
広聴広報費		
要請陳情等 活 動 費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費	27,106	月刊誌、季刊誌、書籍、電子新聞代
事 務 所 費	87,566	事務所賃貸料、事務所電気料金
事 務 費	48,592	事務用品、事務所電話料金、パソコン修理代
人 件 費		
合 計	168,962	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残 余 281,038 円

経費区分 (調査研究費)

りゅうせきSSG 緑りゅうせきライフサポート

緑 経塚店

納品書 (領収書)

2020年04月16日 11:44

売上
 様
 トークン XXXXXXXXXXXXXXX0045
 携帯カード
 車両番号 実車番
 0216-00
 軽油 P14
 数量 35.56L
 単価 115円 ¥4,089
 (軽油税 32.10円
 消費税不課税 ¥1,141)

 (消費税10%対象 ¥2,948)
 消費税等 ¥295
合計 ¥4,384
 クレジット支払

有効期限: XX/XX NC ICS
 支払方法: 一括払い
 承認番号: 0000962

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。
 消費税額表示のない場合は消費税を請求書にて
 ご請求いたします。
 消費税には 地方消費税が含まれています。

株式会社 りゅうせきライフサポ
 経塚店
 沖縄県 浦添市経塚457
 TEL: 098-877-7337 SS-980053
 ｼｰﾄNo 2707-03
 ﾃｰｸNo6787-6789
 外通番17-32756
 007 2020/04/16

りゅうせきSSG 緑りゅうせきライフサポート

緑 経塚店

納品書 (領収書)

2020年05月28日 14:17

売上
 様
 トークン XXXXXXXXXXXXXXX0008
 携帯カード
 車両番号 実車番
 0216-00
 軽油 P14
 数量 42.63L
 単価 105円 ¥4,476
 (軽油税 32.10円
 消費税不課税 ¥1,368)

 (消費税10%対象 ¥3,108)
 消費税等 ¥311
合計 ¥4,787
 クレジット支払

有効期限: XX/XX NC ICS
 支払方法: 一括払い
 承認番号: 0002159

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。
 消費税額表示のない場合は消費税を請求書にて
 ご請求いたします。
 消費税には 地方消費税が含まれています。

株式会社 りゅうせきライフサポ
 経塚店
 沖縄県 浦添市経塚457
 TEL: 098-877-7337 SS-980053
 ｼｰﾄNo 2798-03
 ﾃｰｸNo4817-4819
 外通番17-33928
 001 2020/05/28

りゅうせきSSG 緑りゅうせきライフサポート

緑 経塚店

納品書 (領収書)

2020年06月21日 16:34

売上
 様
 トークン XXXXXXXXXXXXXXX0008
 携帯カード
 車両番号 実車番
 0216-00
 軽油 P14
 数量 45.64L
 単価 113円 ¥5,157
 (軽油税 32.10円
 消費税不課税 ¥1,465)

 (消費税10%対象 ¥3,692)
 消費税等 ¥369
合計 ¥5,526
 クレジット支払

有効期限: XX/XX NC ICS
 支払方法: 一括払い
 承認番号: 0003944

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。
 消費税額表示のない場合は消費税を請求書にて
 ご請求いたします。
 消費税には 地方消費税が含まれています。

株式会社 りゅうせきライフサポ
 経塚店
 沖縄県 浦添市経塚457
 TEL: 098-877-7337 SS-980053
 ｼｰﾄNo 1113-03
 ﾃｰｸNo9347-9349
 外通番17-34877
 004 2020/06/21

14,697円

経費区分(資料購入費)

月刊ガバナンス

充当割合 3/12 充当額 3,135円

理由 地方自治体の先端情報を得て
議会活動に役立てる。
R2. 4. 5. 6月分を計上。

領 収 証

東京都江東区新木場1丁目18番11号(〒136-8575)

株式会社きょうと

代表取締役 成 吉

収
入
印
紙

当山 勝利 様

¥ 12,540.-

2年 1月 7日

領収証番号

20200116-17

取扱者

〔内 訳〕 上記のとおり領収いたしました。金額には消費税及び地方消費税が含まれております

品 名	号 数	数 量	単 価	金 額	備 考
月刊「ガバナンス」 2020年1月号～2020年12月号		1	12540	12540	

※ 本証に、領収証番号及び取扱者印のないときは、その責を負いません。

経費区分(資料購入費)

月刊J-LIS 理由 地方自治体の情報を得て議会活動に役立つ。
 充当割合 3/12 充当額 2,970円 (R2.4.5.6月分を充当)

領 収 証

東京都江東区新木場1丁目1番5号(〒135-8575)

収入印紙

当山 勝利 様

株式会社きよさくら

代表取締役 成吉 弘次

¥ 11,880.-

2年 4月 5日

領収証番号

取扱者

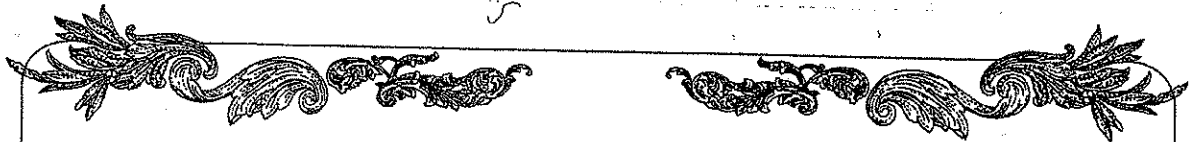
20200408-11

[内 訳] 上記のとおり領収いたしました。金額には消費税及び地方消費税が含まれております

品 名	号 数	数 量	単 価	金 額	備 考
月刊「J-LIS」 2020年 4月号～2021年 3月号		1	11,880	11,880	

※ 本証に、領収証番号及び取扱者印のないときは、その責を負いません。

経費区分(資料購入費)



領収書

No. 0220118

2020年6月23日

株式会社 宮脇書店

〒760-0029 高松市丸亀町四番地八
電話 087-851-3732

得意先コード

当山 勝利 様

金額 ¥ 4 5 3 2

支払区分	<input type="checkbox"/> 現金(円)
	<input type="checkbox"/> 図書カード(円)
	<input type="checkbox"/> クレジット(円)

但し書籍代として
上記の金額正に領収致しました

〒902-2111
沖縄県浦添市字経塚652
宮脇書店経塚シティ店
TEL 098-871-3885
FAX 098-871-3886

収入印紙

5万円以上
100万円以下
200円

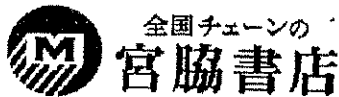
内訳

税抜金額

消費税(%)

係員名

※係員名のなきものは無効



宮脇書店 経塚シティ店
電話 098-871-3885
〒901-2111 沖縄県浦添市経塚652
サンエー 経塚シティ2F

2020/06/23(火) 17:41
No. 01-L000740452 扱: [REDACTED]

006:4-12-191877-0
感染症 増補版
@902 1点 ¥902

006:4-532-11408-X
SDGs入門
@990 1点 ¥990

013:4-86276-251-4
持続可能な地域のつくり方 未
@2640 1点 ¥2,640

合計商品点数 3点
合計 (消費税額) ¥4,532 ¥412

課税対象額 ¥4,120
税額 10.00% ¥412

クレジット ¥4,532

充当割合 10/10 充当額 4,532円

(書籍名)

(理由)

感染症

新型コロナウイルス感染症が
拡大中、基礎情報を
得て、議会活動に役立てる。

SDGs入門

持続可能な社会を目指し、

持続可能な
地域のつくり方

県に取組んでいる、政策
提言等の資料として役立てる。

経費区分(資料購入費)

季刊 自治体法務研究 理由 自治体の先端情報と得て議会活動に役立てる。

充当割 3/12 充当額 1,265円(R2.夏号(6月)充当)

領 収 証

収入印紙

当山 勝利 様

東京都江東区新木場1丁目18番(株)ぎよん

株式会社ぎよん
代表取締役 成吉 弘示

¥ 5,060.-

2年 6月 25日

領収証番号

取扱者

〔内 訳〕 上記のとおり領収いたしました。金額には消費税及び地方消費税が含まれております

20200630-4


品 名	号 数	数 量	単 価	金 額	備 考
季刊 自治体法務研究 2020年夏号～2021年春号		1	5,060	5,060	

※ 本証に、領収証番号及び取扱者印のないときは、その責を負いません。

経費区分(事務所費)


6月分家賃、共益費、事務手数料

アパート名 <u>コーポMS</u> 室番 <u>101</u>	<h2 style="margin: 0;">領 収 証</h2>	令和 <u>平成</u> 2年5月27日
<h3 style="margin: 0;">当山 勝利 様</h3>		
百万 拾万 万 千 百 拾 円		
金額	¥ 8 1 1 0 0	
但し、6月分家賃として 上記の金額正に領収致しました		
内 訳		
6月分家賃	80,000円	日分
月分水道料	円	日分
6月分共益費	1,000円	日分
月分衛生費	円	日分
月分駐車料金	円	日分
敷金	ヶ月	円
礼金	ヶ月	円
仲介手数料		円
火災保険料		円
保証協会料		円
事務手数料	100円	
合計	¥81,100	



うるま不動産

〒901-2132 浦添市伊祖2丁目16番3号
 TEL (098) 876-5333
 FAX (098) 876-1720

確 担 認 当		チ エ ツ ク		ハ ン シ タ	
------------------	---	------------------	--	------------------	--

充当割合 金額 政務若部等に使用

充当額 81,100円

事務所費充当状況申告票

議員名 当山 勝利

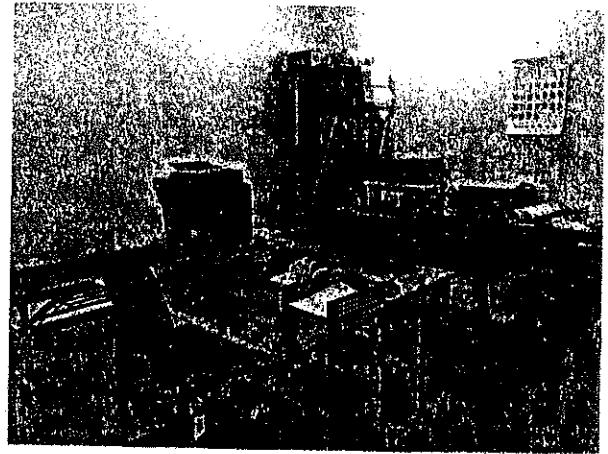
1. 事務所の状況

住所	浦添市大平1-34-5 コーポMS101
----	----------------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	全額充当
------	------

充当割合の説明：

90000 →
80000

当該事務所は、政務活動だけに使用しているため、全額充当する。また家賃については、H28.8月より8万円に変更となった。

(関係経費)

家賃(月額)	80,000 円
その他	円
	円

(充当額)

家賃(月額)	80,000 円
その他	円
	円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

当山 勝利



貸室賃貸借契約書

自 平成 27 年 12 月 10 日
期間

至 平成 28 年 12 月 9 日

貸賃人

賃借人

当山勝利様

賃貸借契約書 (店舗・事務所)

貸賃人 (甲) [] と、賃借人 (乙) 当山勝利 との間に、次の条項を双方承諾の上、賃貸借契約を締結した。よってその証として、本契約書を式通作成し、記名・押印の上、各自普通を所持する。

第1条 (目的)

甲は、下記の要目物件を乙に賃貸し、乙はこれを賃借することを約した。

乙は、下記の賃借物件を自己の営む企業の「事務所」のみに使用し、その他の目的には、使用してはならないものとする。

物件の表示

名称	コ	一	ボ	M	.	S
所在地	沖縄県浦添市大平1丁目34番5号					
構造	(RC)RCB・木・()造 地下1階 地上3階建 101号室					

第2条 (期間及更新)

本契約期間は、平成27年12月10日から平成28年12月9日までの「壹」年間とする。但し、契約期間が満了する1ヶ月前までに、甲、乙、連帯保証人又はその一方から何等申し出がないときは、この契約は同一条件でさらに「一」年間自動更新するものとし、その後も同様とする。尚、契約更新の最低条件として、前月の賃料等が完納していること更新の最低条件とする。

第3条 (家賃及び共益費)

貸室の家賃は1ヶ月金 90,000.00 円也、共用部分の維持管理費に要する諸費用の共益費として、1ヶ月金 1,000.00 円也、衛生費として、1ヶ月金 0 円也、合計賃料金 91,000.00 円也を毎月 27 日までに翌月分を、口座引き落とし若しくは、甲の指定する方法で支払うものとする。尚、口座引落とし手数料及び振込み手数料は乙の負担とする。又、1ヶ月未満の家賃は日割り計算 (1ヶ月を30日とした計算) とする。但し、その賃料が経済事情の変動、公租公課の増減、近隣の家賃との比較などにより、不相当となったときは契約期間であっても甲、乙協議の上家賃の増減をすることができる。

第4条 (敷金)

乙は、敷金として金 90,000.00 円也を本契約締結時に甲に預け入れ、礼金として金 90,000.00 円也を支払う。但し、敷金は無利息とする。

一、乙は、契約期間中に敷金を以て賃料に充当することはできないものとする。

二、乙は、敷金に関する債務を第三者に譲渡、又は債務の担保に用に供してはならない。
三、甲は、乙の債務不履行や、甲が受けた損害金、その他乙の負担金を敷金から充当することができ。

第5条(敷金の返還)

甲は、本契約が終了し本物件の明け渡しを受けた後、乙が本賃貸借に関する一切の債務を清算した後、次の各号に従い敷金を清算する。

- 一、敷金の返還は、乙の都合により契約期間以内に解約をする場合は、違約金として敷金の 100% を差し引く。(敷金の返還は御座いません)
- 二、契約期間が満了して本契約が終了する場合は、償却として 0% を差し引く。
- 三、返還する敷金より、清掃費用を差し引く。又、破損及び補修の必要がある場合は、賠償責任として、その費用も差し引く。尚、これらの債務に不足があれば、実負担とする。
- 四、敷金の返還時期は、乙が物件を明け渡した後、1ヶ月以内とする。

第6条(建物付属設備等の設置)

乙は、本物件に模様替え・看板等の掲示・冷暖房機取り付け・その他全て現状変更をする工事を行う時は、事前に甲の書面による承諾を得なければならない。

第7条(通知義務並びに所有権放棄)

乙は、本賃貸室を1ヶ月以上留守にする場合にはその旨、甲に対し必ず通知をしなければならぬ。これに違反し無断で1ヶ月以上留守にし、何等の通知もない場合は、甲は本契約を解除することができる。その際、家具等の残置物は一切放棄したものとみなし甲においてこれらを処分しても乙は一切異議の申し立てができないものとする。

第8条(毀損等による賠償責任)

乙又はその使用人及び乙に関わる者が、故意又は過失により、本賃貸室及びその付属物並びに共用部分を、毀損又は滅失した時は、乙は甲に対し直ちにその旨を通知し、この回復に要する損害を賠償しなければならぬ。(入居中、退去中とも同様)

第9条(公共料金)

電気・水道・ガス・衛生費は乙の負担とする。
尚、本契約期間満了後あるいは契約解除による明け渡し後も、乙が入居あるいは使用している場合は、上記費用は当然乙の負担となる。

第10条(賃借権の譲渡・転貸・同居等の禁止・禁止行為)

- 一、乙は、本賃貸室に関わる賃借権の譲渡・転貸その他本契約書に基づき一切の権利を第三者に譲渡、又は担保の用に供してはならない。
- 二、乙は、営業譲渡、合併その他の形式によって本契約に基づき一切の権利を乙以外の者に包括的に継承してはならない。
- 三、乙は、甲の書面による承諾を得る事なく、本賃貸室内に他人を同居させ、又は乙以外の在室名義を表示し、若しくは乙以外の名義で電話・ファクシミリその他専用回線を引き込んではならない。
- 四、本賃貸室並びに本物件に対する損傷行為をしてはならない。
- 五、犬、猫、その他近隣に迷惑を及ぼす動物の飼育(預りも含む)並びに餌を与える行為。
- 六、火災誘発原因の恐れのある物品の持込行為。
- 七、大声、音楽、ラジオ、ステレオ、テレビ等の過音量。
- 八、宗教、賭博、売春、騒擾行為等公安秩序に関する違反行為。
- 九、その他上記に関連する迷惑行為一切。

第11条(契約の解除)

- 一、不正な行為によって入居した場合。
- 二、1ヶ月以上にわたり、家賃等の延滞をした場合。
- 三、家賃等の支払いをしれば遅延し、本契約における信頼関係を著しく害すると甲が判断した場合。
- 四、本賃貸室並びに本物件に暴行団体の組織、名称、活動等に関する看板、名札、写真、絵画、ちょうろん、家紋、その他これに類似する物を掲示、若しくは、撤入した場合。
- 五、乙又はその使用人及び乙に関わる者が、反社会的と認められる団体(暴力団、過激な政治活動集団)との関係者であり、かつ近隣住者の平穏を害する恐れのある行為があった場合。又甲及び近隣に迷惑となる行為をした場合。
- 六、無断で本賃貸室から退去した場合。又は、正当な事由なく1ヶ月以上本物件を使用しない又は、全座不在の場合。
- 七、事業所の解散、破産、和議、会社更生、若しくは強制執行がなされた場合。
- 八、本契約書第6条・第7条・第8条・第10条・第16条・第21条・特約条項の4に違反又は該当した場合。

第12条(解約の事前通知)

乙は、甲に対して書面により1ヶ月以上の予告期間を定めて、本契約の解約を申し入れる事ができる。この場合、予告期間満了と同時に契約は終了する。但し、乙は予告に替え、1ヶ月分の家賃相当額を甲に支払って、即時に解約する事ができる。

又、甲に正当な事由がある場合は、6ヶ月以前の書面による通知をもって解約する事ができる。尚、その場合において、甲は乙よりお預かりしている敷金を全額返還する。
(乙に債務の不履行がない場合に限る)

第13条 (不法占拠による賠償金)

乙は、前条による契約解除後の本貸室を明け渡さず契約期間満了後も引き続き不法占拠する場合は、契約解除の翌日より賃料等を起算し、現実明け渡すまでの不法占拠期間につき、賃借料(賃料等)相当の2倍の賠償金を甲に支払わなくてはならない。

第14条 (明け渡し)

本契約終了と同時に、乙は次の通りに従って、本貸室を明け渡すものとする。

- 一、 乙は、退去に伴う賃料や、電気・水道・ガス料金の代金精算手続きと、鍵の返還を速やかに行うものとする。
- 二、 乙は、乙の費用により新設、付加した諸造作、設備、及び乙の所有物を、乙の費用を以って撤去し、また本貸室を原状に復し、甲に明け渡し、その費用は全額乙の負担とする。
- 三、 乙が、賃借物件を原状に復さない時は、甲が自ら諸造作、設備等を撤去、あるいは原状回復した場合には、その費用は乙の負担とする。
- 四、 乙が、本貸室を明け渡した後、残置した乙の所有物がある場合は、乙がその所有物を放棄したとみなして、甲は任意にこれを処分する事ができる。
- 五、 乙は、明け渡しに際し、その事由、各項目の如何に関わらず、移転料、立ち退き料、借入金等一切の請求をする事はできないものとする。

第15条 (連帯保証人・連帯責任)

連帯保証人は本契約各条項を承諾の上、乙が甲に対する本契約に係わる一切の債務につき、乙と連帯して履行の責を負うものとする。

- 一、 乙が行方不明等により、連絡が取れない場合は、連帯保証人に全てを一任したとみなし、甲は連帯保証人と共に全ての処置を行う。
- 二、 乙は連帯保証人が死亡又は他に転住した時は、新たな保証人を定め甲に届け、承諾を得なければならない。
- 三、 連帯保証人は、この契約の更新後も書面による解約の申し出がない限りは引き続き甲に対して連帯保証人の責務を負うものとする。

第16条 (強制執行)

甲及び乙並びに連帯保証人は、本契約による金銭債務の履行を怠った場合や、賃借物件不履行の場合には、直ちに強制執行をうけても異議のない旨を承諾した。

第17条 (紛争処理)

本契約について、甲・乙双方は、紛争の発生を避けるように努めなければならない。尚、紛争が発生した時の訴訟は、甲の所在管轄の裁判所にて行うものとする。

第18条 (善管注意義務)

乙は、本貸室並びに要目表記載の建物(以下「建物」という。)の室内・玄関・階段・駐車場・トイレ・その他の共用使用部分を善良なる管理者の注意をもって使用するものとする。

第19条 (守秘義務及び個人情報保護)

甲及び乙は、本契約により知り得た相手方の個人情報等を正当な理由なく漏らしたり、又は盗用してはならないものとする。但し、次に掲げられる場合は、その限りではないものとする。

- 一、 人の生命、身体又は財産の保護の為に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合。
- 二、 国の機関若しくは地方公共団体又は委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力をする必要があつて、個人の同意を得る事により当該事務の遂行に障害を及ぼす恐れがある場合。
- 三、 法令に基づく場合。

第20条 (信用機関への登録と利用)

乙及び連帯保証人は、本契約の取引事実が甲の指定する信用情報機関に登録され、当該機関及びその提携する信用情報機関により利用されることに予め同意したものとす。

第21条 (抵当権の設定)

乙は、本物件に(根) 抵当権が設定されていること、当該(根) 抵当権に基づく不動産競売がなされて、所有権移転後は6ヶ月以内に本物件から退去しなければならないこと、退去迄の間は買受人に賃料相当額を支払わなければならない事を確認した。

二、 乙は、本物件が(根) 抵当権に基づき不動産競売により競売され乙が本物件の買受人に対し、本契約に基づく賃借権を対抗できない場合でも、甲に対して損害賠償請求はできないものとする。

第22条 (賃借人の損害保険加入義務)

乙は、入居時及び本契約が存続中は、乙の責任において、借家人賠償責任約款付家財保険に加入しなければならないものとする。

この条約の締結を証するため、契約書2通を作成し、当事者記名捺印の上
甲乙各1通宛を保有する。

平成 27 年 11 月 27 日

第23条 (立入点検)

甲又はその代理人は、建物の保安、消火、防犯、衛生、雨漏り、蚊害等に関し、必要のある場合は、本貸室内に立ち入り、必要な点検措置を講ずる事ができる。この場合乙は甲の措置に協力しなければならない。

第24条 (遅延損害金)

乙は、支払い期日までに賃料の全部、又は一部の支払いを遅延したときは、遅延金に
対し年14.6%の遅延損害金を蒙買と共に支払わなくてはならない。

<特約条項>

- 1、乙は、賃貸借が終了した時は、甲の承諾の有無に関わらず、甲又は第三者に対し設備や造作の買い取り請求並びに売買は出来ないものとする。
- 2、全てのゴミは定めた日の朝に指定した場所に出すものとし、入居・退去の際に出たゴミも同様とする。
- 3、乙は退去時(明け渡し時)に貸室内外において自然損耗以外による壁・床の破損・穴空き及び、その他補修の必要がある場合はその費用を支払わなくてはならないものとする。又、乙は退去時(明け渡し時)に、清掃費用60,000円を甲に支払って明け渡しものとする。
- 4、暴力団関係と判明した時、又それに関係する団体と行為があった時、本物件内外問わずその表示を行った時、又は警察当局の介入があった時などに該当した時は、甲は何等動告を要せず、本契約を解除する事ができる。
- 5、万が一賃料を遅延した場合で、一旦を経過した後、保証会社による代弁済(立替)手続きが行なわれても一切異議の申し立ては出来ないものとする。
- 6、乙は、保証会社より賃料の弁済を受けた場合、賃料と別に保証会社へ対して弁済手数料を支払わなくてはならない。
- 7、本物件の駐車料金は、0円とし、原則として2台が可能とする。尚、本物件の敷地内には駐輪場等のスペースはないものとし、バイク・自転車の駐車は出来ないものとする。

甲 (買貸人) 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
電話番号 [REDACTED]

乙 (賃借人) 住所 浦添市大平3-16-8
氏名 当山 勝利
電話番号 [REDACTED]

連帯保証人 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
電話番号 [REDACTED]

連帯保証人 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
電話番号 [REDACTED]

宅地建物取引業者 免許番号 沖縄県知事(8)第1716号
住所 〒901-2132 沖縄県浦添市伊祖2-16-15
名称 うるま 不動産
代表者 萩原 啓史
取引主任者 [REDACTED]
TEL 098 (876) 5553

経費区分(事務所費)

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

当山 勝利 様
コーボMS 101

電気番号				店所	作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD			
30492	115	1	8	300	1320	従量電灯

供給地点特定番号: 10-0003-0492-0011-5180-0000

ご使用量	計	344 kWh	令和 2年 8月分	ご利用期間 5月15日~ 6月12日 お支払期日 7月14日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	--------------	--

今月検針日	翌月検針日	今月指示数	前回(取付)指示数	乗率	使用量	計器番号	取替前使用量	ご参考使用量(kWh)	
6月13日	7月14日	5364	5020	1	344	2161595		前月	前年同月
主								443	146

ご請求金額 (再エネ賦課金)	10,128 円 (再掲 1,025 円)
-------------------	--------------------------

燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh	- 8円52銭	- 14円52銭	+29円80銭
11kWh以上(1kWhにつき)	- 0円85銭	- 1円45銭	+ 2円88銭

お問い合わせ先/コールセンター
 料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777
 停電・緊急 0120-586-704 浦添支店
 引越 0120-586-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

電気料金払込受領証

当山 勝利 様

電気番号 30492-115-1-8
 ご契約種別 従量電灯
 令和 2年 8月分

領収金額	10,128 円
料金	8,103 円
再エネ賦課金	1,025 円

【再掲】
 消費税等相当額 920 円
 燃料費調整額 -292.42 円

ご使用量 344 kWh

※金額を訂正したものの、受領印のないものは無効となります。(A 依頼人控)

支払期日	7月14日	07345 印
金融機関 取扱期限日	7月20日	20.6.25
コンビニ等 取扱期限日	8月3日	大平一丁目 ファミリーマート

沖縄電力株式会社 浦添支店 収入印紙貼付欄

充当割合 12/29 政務活動に使用 6月1日~12月を計上
 充当額 4,190円

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

当山 勝利 様
コーボMS 101

電気番号				店所	作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD			
30492	115	1	8	300	1320	従量電灯

供給地点特定番号: 10-0003-0492-0011-5180-0000

ご使用量	計	147 kWh	令和 2年 7月分	ご利用期間 6月13日~ 7月13日 お支払期日 8月13日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	--------------	--

今月検針日	翌月検針日	今月指示数	前回(取付)指示数	乗率	使用量	計器番号	取替前使用量	ご参考使用量(kWh)	
7月14日	8月17日	5511	5364	1	147	2161595		前月	前年同月
主								344	282

ご請求金額 (再エネ賦課金)	3,920 円 (再掲 438 円)
-------------------	-----------------------

燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh	- 14円52銭	- 22円73銭	+29円80銭
11kWh以上(1kWhにつき)	- 1円45銭	- 2円28銭	+ 2円88銭

お問い合わせ先/コールセンター
 料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777
 停電・緊急 0120-586-704 浦添支店
 引越 0120-586-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

電気料金払込受領証

当山 勝利 様

電気番号 30492-115-1-8
 ご契約種別 従量電灯
 令和 2年 7月分

領収金額	3,920 円
料金	3,482 円
再エネ賦課金	438 円

【再掲】
 消費税等相当額 356 円
 燃料費調整額 -213.17 円

ご使用量 147 kWh

※金額を訂正したものの、受領印のないものは無効となります。(A 依頼人控)

支払期日	8月13日	07345 印
金融機関 取扱期限日	8月21日	20.7.17
コンビニ等 取扱期限日	9月4日	大平一丁目 ファミリーマート

沖縄電力株式会社 浦添支店 収入印紙貼付欄

充当割合 18/31 政務活動に使用 6月13日~30日を計上
 充当額 2,276円

経費区分(事務費)

領 収 証

当山勝利

様 No. _____

★ ¥ 20,000

但し修理代金として

2020年4月19日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額(%)

収 入
印 紙

R-360

サポート Ksupport

〒901-2113 東京都大田区 1-6-16 東京都大田区
TEL:080-1734-4487

パソコン修理費用 政務活動に使用しているパソコンの
修理代
充当割合 10/10 充当額 20,000円

領 収 証

No. _____

当山勝利

様

令和 2 年 6 月 20 日

★ ¥ 21,384-

但し事務用品代金として
上記正に領収いたしました

フリーラック代として

内 訳

税抜金額

消費税額(%)

浦添市勢理客1丁目1番6号

株式会社 善林堂

電話 (098)878-6565・FAX6933

事務用品 政務活動に使用している。
充当割合 10/10 充当額 21,384円

経費区分 (事務費)

電話料金

6月分 充当割合 10/10
充当額 7,208円
政務活動として使用
している

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
当山 勝利 様

お客様番号
[REDACTED]

2020年 6月ご請求分
金額(円)
¥7,208-

受取人
NTTファイナンス株式 [REDACTED]

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 収 日 附 印
07345
20.7.02
大平一丁目
ファミリーマート

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様